

広島県告示第七十七号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急医療機関として認定した。

平成二十四年一月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	効力を有する期限	備 考
広島医療生活協同組合 広島共立病院	広島市安佐南区中須二丁目 一九番六号	平成二十七年一月二五日	更新
沼隈病院	福山市沼隈町中山南四六九 番地三	平成二十七年一月二五日	更新
医療法人慈慧会 亀川病院	福山市神辺町下御領六八二 番地一	平成二十七年一月二五日	更新
医療法人紅萌会 福山記念病院	福山市港町一丁目一五番三 〇号	平成二十七年一月二五日	更新